

精神科入院医療のこれまでと今後(これまでの議論の整理)

第3回 長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会作業チーム

平成26年5月20日(火)

資料3

<これまで(約10年間)>

一般病床よりも薄い人員配置

約20万人(入院患者全体の3分の2)の長期入院患者が存在

長期入院患者は減少傾向だが、高齢の長期入院患者は増加傾向。死亡による退院も増加傾向。

精神病床は減少傾向だが、入院患者数の減少幅に比べ小さい。

<最近の動向>

改正精神保健福祉法に基づく指針等により、急性期に手厚く密度の高い医療を提供するため、急性期病床における医師等の配置を一般病床と同等とすることを目指す。

改正精神保健福祉法に基づく指針等により、新たな入院患者は原則1年未満で退院する仕組みを作ることを目指す。

改正精神保健福祉法に基づき、医療保護入院者を中心とした退院促進のための取組を病院に義務づけ(一人一人に院内の相談支援者を設置、院外の相談支援者の紹介、退院支援委員会の設置)。

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針において、1年以上の長期在院者数に係る減少目標等を設定。

<将来>

- ・長期入院精神障害者の地域移行を進めることにより、精神病床を適正化し、必要となる病床を削減。
- ・併せて、その資源を急性期病床や地域医療等、必要な医療に集約することにより、良質かつ適切な医療の体制を実現。